

八丈島周辺海域における遊漁ルール

- 1 八丈島及び八丈小島の周囲では、遊漁者の方は以下の水産動植物はとることはできません。

なまこ	くぼがい	いわのり
あわび	ばていら	はばのり
いせえび（※）	ひろせがい	とさかのり
とこぶし	うに	かぎいばらのり
さざえ	てんぐさ	うみがめ（産卵した卵も含む）

※「いせえび」については、「せみえび」及び「ぞうりえび」を含みます。

- 2 遊漁者の方は、以下の期間においては対象の水産動物をとることはできません。

あさひがに：7月1日から7月31日まで	ほらがい：7月1日から8月31日まで
しゃこがい：7月1日から8月31日まで	※八丈島でよく見かけるものを抜粋。

- 3 遊漁者の方は、以下の大きさの水産動物をとることはできません。

うなぎ：全長24cm以下（川等は全長26cm以下）	ぶり：全長15cm以下
たかべ：全長10cm以下	※八丈島でよく見かけるものを抜粋。

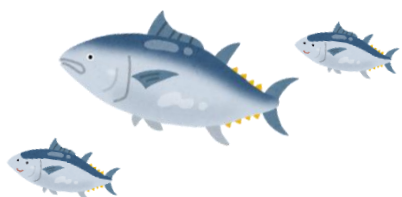
- 4 生き餌（餌虫類を除く。）を使用して、以下の水産動物を釣ることはできません。

あかはた	かさご
------	-----

- 5 遊漁者の方による、くろまぐろの採捕には以下の規制がかかっています。

〇くろまぐろ小型魚（30kg未満）：採捕禁止です。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流してください。

〇くろまぐろ大型魚（30kg以上）：採捕を目的とした遊漁については事前の届出が必要です。1人各期間（4月から始めて2か月間ごと）1尾まで保持できます。採捕した場合には、陸揚げ後1日以内に重量、採捕した海域等を水産庁に報告してください。ただし大量に採捕され、採捕枠が積みあがった場合、採捕禁止となる可能性があります。



上記の詳しい内容や報告方法は水産庁HPでご確認ください。

https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html



6 東京都海面において、遊漁者の方は以下の漁法に限り水産動植物を採捕できます。

○竿釣及び手釣※

○徒手採捕

○たも網及びさで網

○ひき縄釣（東京海区漁業調整委員会の承認を受

○投網（船舶を使用しないものに限る）

けたトロリング大会に参加する遊漁

○やす（もりも含む）及びは貝

者に限ってできる漁法です）

※まき餌釣りについて

【船釣り】

まき餌カゴのサイズは、島しょ部では大きさは長さ23 cm、太さ（外径）5.5 cmまで（いわゆるLサイズまで）。使用量は一人一日あたり島しょ部では9 kgまで。

【陸釣り】

まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

詳細はこちら

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/yuugyo/recreation/makietsuri>



7 特につぎのことはできませんので注意してください。

○潜水器や水中銃を使用して水産動植物をとることはできません。

○爆発物や有毒物を使用して水産動植物をとることはできません。

○集魚灯を使用して水産動植物をとることはできません。



8 手鉾遊漁については「八丈島手鉾遊漁ルール5箇条」を守りましょう。

八丈島手鉾遊漁ルール5箇条はこちら（八丈島観光協会HP）

https://www.hachijo.gr.jp/blogs/recreational_fishing_rules_2026/



9 事故防止のため、釣りの際にはライフジャケットを装着してください。なお、遊漁船（釣り船）ではライフジャケットの装着が法律で義務付けられています。

10 魚介類を採捕する、しないにかかわらず、海に有害なものを捨てたり、流してはいけません。

11 漁場保全のため、釣り針、釣り糸、空き缶などのゴミは、海に捨てずに持ち帰ってください。

12 遊漁中は、漁業活動の妨げにならないよう心がけ、お互いルールを尊重しながら楽しく海を利用してください。

みんなでレジャーを楽しむには

ゴールデンウィークや夏季シーズンなどは、釣り客や手鉾遊漁を行う遊漁者やダイバー、海水浴客、水上バイク等レジャー船を操縦する人など様々な多くの人たちが海を利用しています。お互いに安全を心がけながら、また、他人の迷惑とならないようにレジャーを楽しみましょう。